二　都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること（参事官及び国際緑地環境対策官の所掌に属するものを除く。）。
三・四　（略）
3　（略）
4　景観・歴史文化環境整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
四　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定による特別保存地区並びに第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における歴史的風土の維持保存に関すること。
五　（略）
5　（略）
（削る）
6　公園利用推進官は、命を受けて、都市公園その他の公共空地の利用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
7　（略）
（河川計画調整室、国際室及び河川情報企画室並びに河川事業調整官、国際河川技術調整官及び河川経済調査官）
第五十九条　（略）
2　河川計画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
（削る）
3～10　（略）
（流域減災推進室及び事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官）
第六十一条　治水課に、流域減災推進室及び事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官それぞれ一人を置く。
2　流域減災推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
（削る）
三　（略）
3～6　（略）
7　流域治水企画官は、命を受けて、流域における治水及び水利に関する施策に関する重要事項についての企画及び立案並びに推進に関する事務（水政課及び河川計画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

二　都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること（国際緑地環境対策官の所掌に属するものを除く。）。
三・四　（略）
3　（略）
4　景観・歴史文化環境整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
四　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定による特別保存地区並びに第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における歴史的風土の維持保存に関すること（公園緑地事業調整官の所掌に属するものを除く。）。
五　（略）
5　（略）
6　公園緑地事業調整官は、命を受けて、都市公園等整備事業並びに都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。
7　公園利用推進官は、命を受けて、都市公園その他の公共空地の利用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
8　（略）
（河川計画調整室、国際室及び河川情報企画室並びに河川事業調整官、国際河川技術調整官及び河川経済調査官）
第五十九条　（略）
2　河川計画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
四　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の規定による特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に関すること。
3～10　（略）
（流域減災推進室及び事業監理室並びに技術調整官）
第六十一条　治水課に、流域減災推進室及び事業監理室並びに技術調整官一人を置く。
2　流域減災推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること（水政課及び河川計画課の所掌に属するものを除く。）。
四　（略）
3～6　（略）
（新設）